

高齢者施設・介護保険事業所
地域包括支援センター

代表者様

地域リハビリテーション支援拠点における試行実施について（依頼）

本市では、今後のさらなる要介護高齢者の増加を見据え、質の高い在宅医療・介護サービスを包括的かつ効率的に提供できるよう、相談支援・ケアマネジメントのプロセスにリハビリ専門職が関与することにより、サービスの質の向上と多様な分野の連携を促進する体制を構築するため、4月から地域リハビリテーション支援拠点を市内8ヶ所に設置しました。この取組と合わせて、介護予防ケアマネジメントや介護予防・生活支援サービスにおいて、支援拠点との連携を評価する加算を10月から創設することにより、支援拠点・相談支援・介護サービスが一体となって地域リハビリテーションを推進する体制を構築することを目指しています。

現在、支援拠点の運営準備の一環として、病院や施設から退院・退所される方や、居宅サービスを利用されている方を対象として、リハビリ専門職による同行訪問やカンファレンスへの同席、アセスメントの実施などの支援を試行しておりますので、高齢者施設・介護保険事業所、地域包括支援センターにおかれましては、可能な限り、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、支援拠点は、市の委託事業として運営しており、上記支援に際して、別途の契約手続き等は不要であり、施設・事業所・センターの費用負担は生じません。

問い合わせ先

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

担当 竹田・佐々木

電話 200-3801

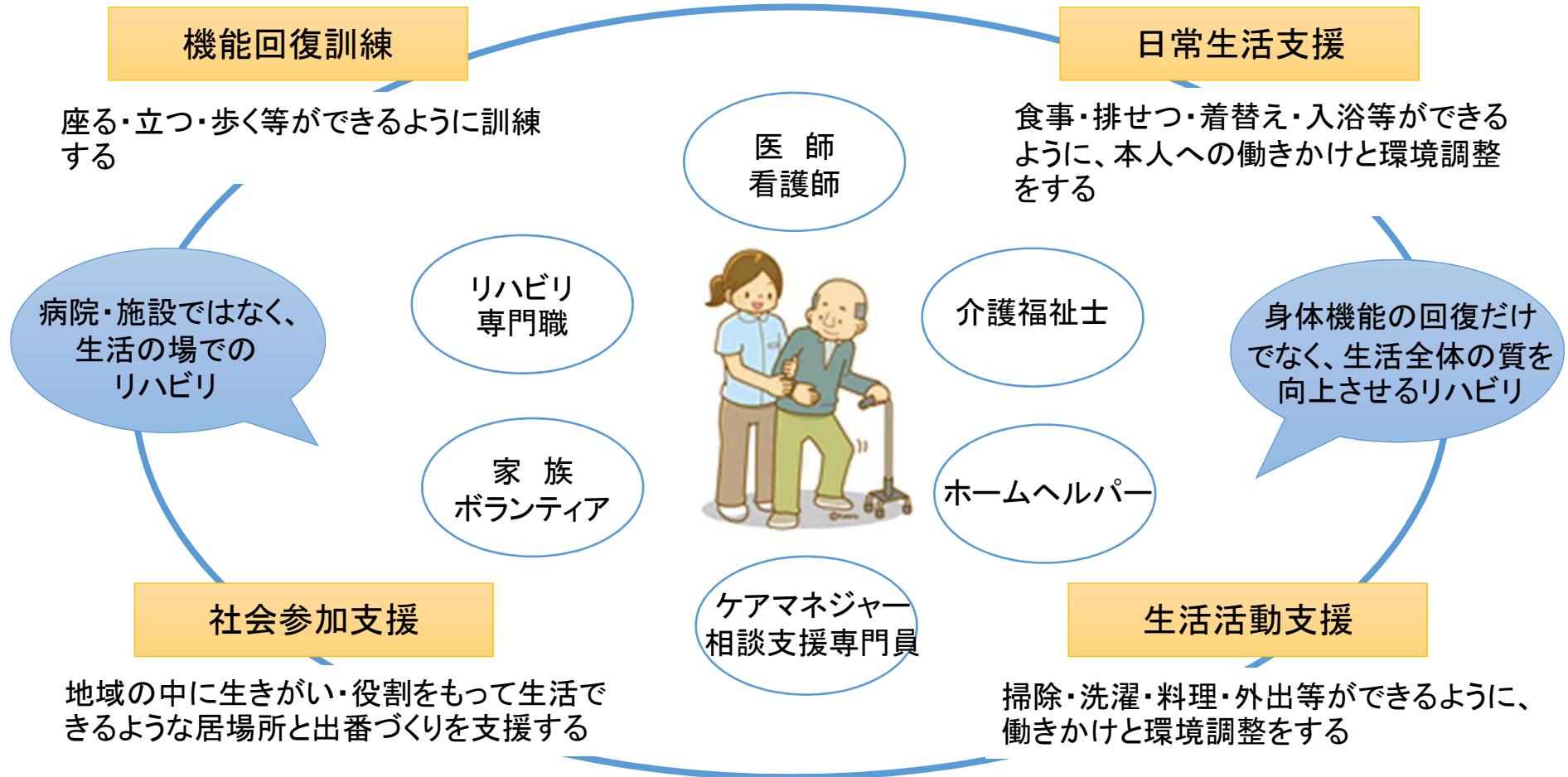
FAX 200-3926

メール 40keasui@city.kawasaki.jp

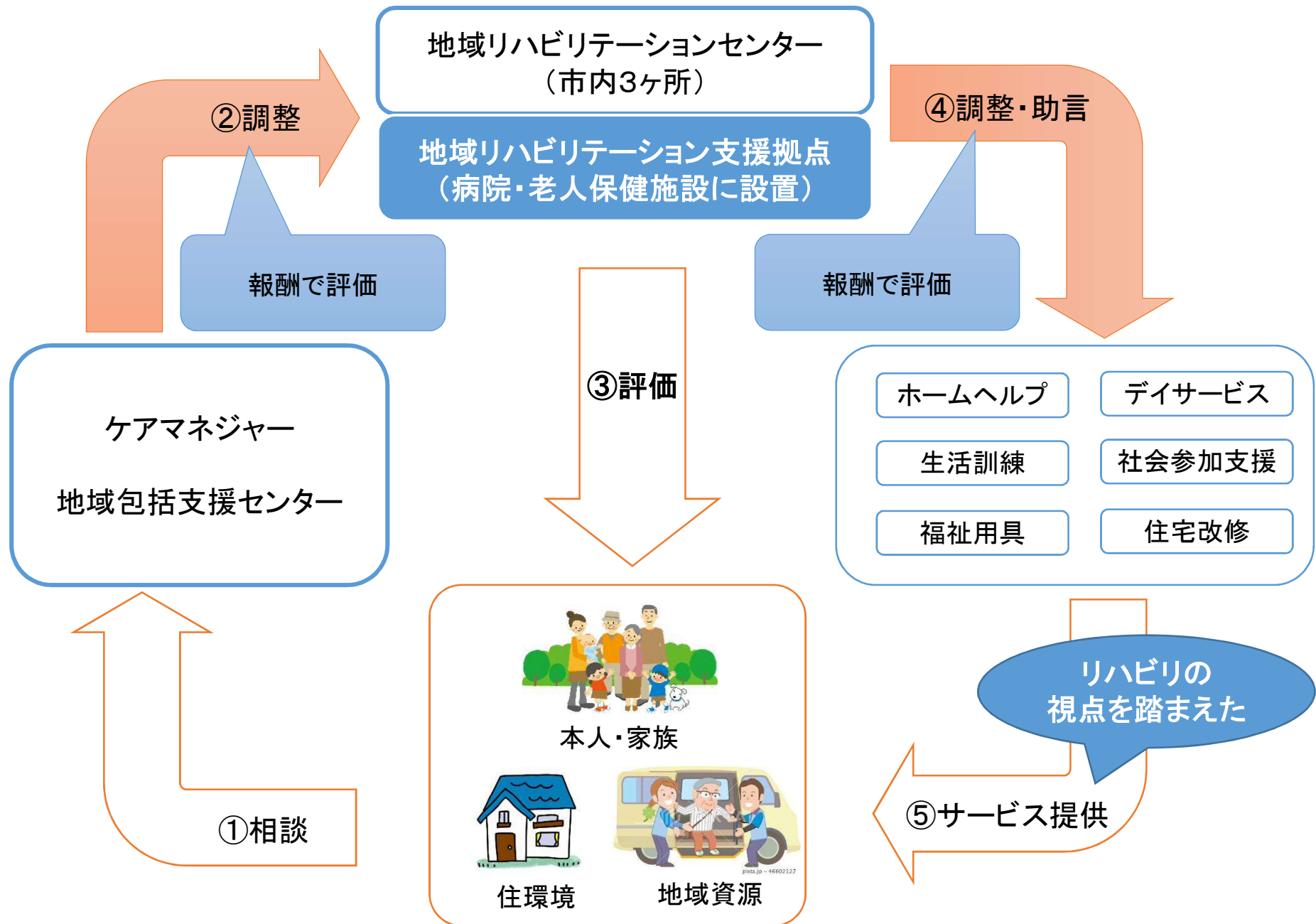
地域リハビリテーションの推進

○体を動かせるようにするだけでなく、食事ができるようにする、洗濯をできるようにする、働けるようにするといった生活全体を支える取り組みを推進

○病院や施設ではなく生活の場である地域の中で、リハビリ専門職だけでなく、生活に関わるあらゆる方が担い手となってリハビリテーションを展開することにより、住み慣れた場所で、質の高い生活を送り続けられるよう支援



高齢者分野における地域リハビリテーション体制の整備



地域リハビリテーション支援拠点事業の概要

1. 事業の目的

今後のさらなる要介護高齢者の増加を見据え、質の高い在宅医療・介護サービスを包括的かつ効率的に提供できるようにするため、相談支援・ケアマネジメントのプロセスにリハビリ専門職が関与する体制を構築し、サービスの質の向上と多様な分野の連携を促進する。

2. 業務内容

- ①介護支援専門員等の求めに応じて、リハビリ専門職が、利用者宅への訪問やカンファレンスへの同席、介護サービス事業所への助言等を行いながら、サービスの導入に必要な評価やサービス内容の調整等を支援する。
- ②医療機関・介護保険施設・居宅介護サービス事業所・地域包括支援センター等が実施する地域住民を対象とした事業等に対して、リハビリ専門職が助言等を行いながら、地域リハビリテーションを普及・啓発する。

3. 対象エリア

地域リハビリテーション支援拠点施設から、自動車で概ね30分の範囲

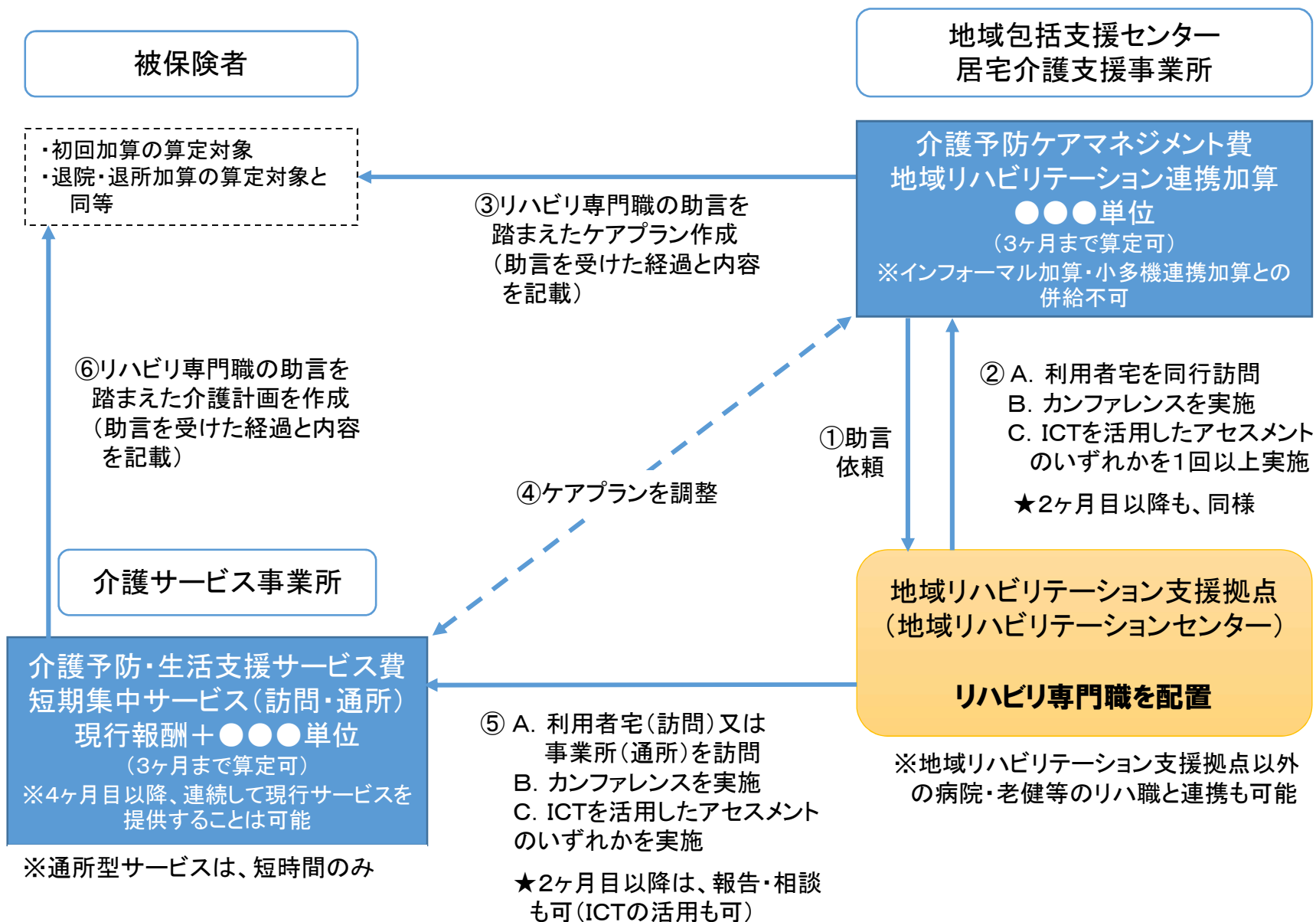
4. 職員配置

- (1)コーディネーター(リハビリ専門職)
- (2)調整員(ソーシャルワーカー等)

地域リハビリテーション支援拠点事業業務・受託事業所

- (1) 川崎協同病院
- (2) 総合川崎臨港病院
- (3) 介護老人保健施設千の風・川崎
- (4) 介護老人保健施設樹の丘
- (5) 介護老人保健施設たかつ
- (6) 老人保健施設レストア川崎
- (7) 介護老人保健施設よみうりランドケアセンター
- (8) 麻生リハビリ総合病院

地域リハビリテーション推進に向けた取組【要支援の場合】



地域リハビリテーション推進に向けた取組【要介護で地域リハ拠点を活用する場合】

- 報酬上の評価はないが、要介護の場合であっても、地域リハビリテーション支援拠点・センターは活用可能
- 初回加算か退院・退所加算の算定対象の方に対してサービスを提供しようとする際に、ケアマネジャーと連携して地域リハビリテーション支援拠点から助言を受ける場合は、3ヶ月まで生活機能向上連携加算を算定可能
- ※地域リハビリテーション支援拠点以外と連携して、加算を算定することも可能(その場合、上記の要件は不問)

